

2018年9月20日
大王製紙株式会社

当社取締役に対する訴訟の全面勝訴判決に関するお知らせ

2015年12月16日付け「当社取締役に対する訴訟提起に関する北越紀州製紙の本日付公表について」及び2016年1月28日付け「当社取締役に対する損害賠償請求訴訟への補助参加に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は、当社の2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行（以下「本件発行」といいます。）に関し、北越コーポレーション株式会社（以下「原告」といいます。）が、2015年12月15日付けで、当時の当社取締役13名を被告として提起した損害賠償請求訴訟において、当社取締役側に補助参加しておりましたが、本日、東京地方裁判所より、原告の請求をすべて棄却する全面勝訴判決が言い渡されましたので、お知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所および年月日

東京地方裁判所

2018年9月20日

2. 訴訟の経緯

当社の2015年12月16日付け「当社取締役に対する訴訟提起に関する北越紀州製紙の本日付公表について」にてお知らせしましたとおり、当社が2015年9月に行った本件発行に関し、原告より、2015年12月15日付けで、原告の従業員たる地位を併有していた社外取締役（当時）1名を除く当時の当社取締役13名に対し、任務懈怠等を理由とする約88億円の損害賠償を求める訴えが提起されました。

これに対し、当社は、2016年1月28日付け「当社取締役に対する損害賠償請求訴訟への補助参加に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、本件発行に関して当社取締役の任務懈怠を含むいかなる違法もなく、原告の請求は法的根拠のない不当なものと判断し、本件訴訟の被告となった当社取締役側に補助参加しておりました。

そして、本日、東京地方裁判所より、本件発行に関し、被告となった当社取締役に任務懈怠はなかったとして、原告の請求をすべて棄却する判決が言い渡されました。

今回の判決は、本件発行が有利発行にも不公正発行にも該当せず、また本件発行について当社取締役には何らの善管注意義務違反もないと判断するものであり、当社の主張を全面的に認めるものといえます。

3. 判決の内容

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

4. 今後の見通し

原告より控訴された場合には、控訴棄却を求めて引き続き適切に対応してまいります。

以上